

## I 特別支援教育の推進及び「通級による指導」について

## 1. 特別支援教育の推進について

「特別支援教育の理念」とは

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(平成19年4月1日付け 19 文科初第 125 号 文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について」(通知)より)

## 2. 高等学校における「通級による指導」について

### (1) 「通級による指導」の制度的位置付け

- ・法令における規定

学校教育法第81条第1項において、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と定めており、全ての学校において特別支援教育が実施されることとされています。

その上で、通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき行われています。

### (2) 「通級による指導」とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。

小・中学校においては、平成5年から制度化され、指導を受けている児童生徒は年々増加しています。

高等学校では、障害のある生徒に対する指導や支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定科目・教科等により実施されており、特別の教育課程を編成することができませんでした。小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒数の増加や、インクルーシブ教育システム\*1の構築の必要性を踏まえ、高等学校においても、通級による指導を導入する必要性が指摘され、制度化に至りました。

<高等学校における「通級による指導」が可能となった法的根拠>

平成28年12月9日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、学校教育法施行規則140条が改正されることとなり、平成30年4月1日から高等学校

(中等教育学校の後期課程を含む)においても、小・中学校と同様に、障害に応じた特別の指導を行う必要がある生徒を教育する場合に、特別の教育課程(いわゆる「通級による指導」)によることができることとなりました。

\*1 インクルーシブ教育システム

平成26年、我が国は障害者の権利に関する条約を批准しました。同条約においては、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする等の目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことを意味しています。

(3)「通級による指導」の教育課程について

ア 特別の教育課程の編成

「通級による指導」は、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき行われています。「通級による指導」では、特別の指導を教育課程に加えたり、又はその一部に替えたりする特別の教育課程を編成することができます。

ただし、高等学校においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領に規定する必修教科・科目及び総合的な探究(学習)の時間等に替えることはできないこととされていることに留意が必要です。

<加える場合、替える場合の例>

- 加える場合の例(授業時数が増加する) ※「加える」場合、放課後等の授業のない時間帯に設定

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究 (学習)の時間	選択教科・科目	障害に応じた 特別の指導 *2	特別活動
---------------------	-------------------	---------	-----------------------	------

- 替える場合の例(授業時数が増加しない)

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究 (学習)の時間	選択教科・科目	特別活動
		障害に応じた特別の指導*2	

\*2 障害に応じた特別の指導は年間7単位まで

高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるために必要な単位数に加えることができます。

イ 特別の教育課程の編成をするに当たっての注意点

高等学校の教育の共通性を確保する観点から、学習指導要領に規定する必修教科・科目、総合的な探究(学習)の時間、専門学科における専門教科・科目等、全ての生徒に履修させる教科・科目等に替えることはできません。「替える」とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、「通級による指導」の時間を設定し、対象となる生徒について

「通級による指導」を実施することになります。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて「通級による指導」を受けることになります。

したがって、教育課程の一部に替えて実施する場合は、選択教科・科目の時間に「通級による指導」を受けても、「替える」対象となる選択教科・科目を受講したとみなすことはできないことに留意する必要があります。

各学校で教育課程を編成する場合、「通級による指導」を組み込むことは、自由で柔軟な枠組みが可能になる反面、どのように編成すると当該生徒の教育的ニーズに合った教育課程になりうるか、また他の教科・科目等との関係も課題になります。

こうした課題を解決するための方策としては、「通級による指導」を必要としている生徒の状況、学校や自治体、地域の状況等に合わせて、学校長のリーダーシップのもと、関係者間で協議を重ね、決定していくことが重要となります。

また、専門学科及び総合学科における「産業社会と人間」についても、「通級による指導」と替えることはできないとされています。

#### ウ 「通級による指導」の届け出及び特別な教育課程の届け出に関すること

「通級による指導」に係る特別な教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出ます。

校長は、「通級による指導」を開始するときは、教育委員会と事前の協議を行った後、別記第1号様式（下記参照）により実施の届け等を速やかに教育委員会に届け出ます。

提出物		提出及び問合せ先
実施の届け出	別記第1号様式（P56） 別紙様式1-1（P57）、1-2（P58）	特別支援教育課
特別な教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度までにすでに届けを出している場合は提出する必要はありません。</li> <li>・年度の途中で教育課程を変更する場合のみ、教育課程の届けの差し替えが必要になります。</li> </ul>	学習指導課

※その他（「通級による指導」の研究指定・「通級による指導」の実施希望の場合）参照（P54）

#### エ 単位の認定について

各学校において、生徒ごとの個別の指導計画等に「通級による指導」における指導目標を明確に定め、原則として週1回以上「通級による指導」を行い、十分にその目標を達成できたと校長が判断した場合には単位の認定を行うことになります。

年間7単位を超えない範囲で卒業までに必要な単位数に加えることができます。

個々の生徒の障害の状態や発達程度等に応じて、指導目標、具体的な指導内容等を設定し、きめ細かな指導が可能となる個別の指導計画の作成が重要になります。

#### (4) 対象となる生徒

##### ア 対象となる生徒について

特別の教育課程の編成ができる障害種別については、学校教育法施行規則第140条に以下のように示されています。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

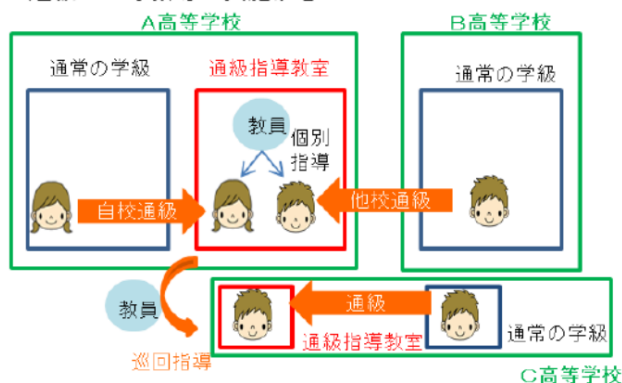
##### イ 対象生徒の決定について

「通級による指導」の対象とすることが適当な生徒の決定については、当該生徒に特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、基本的には在籍校の校長が行うこととなります。

高等学校においては、障害が明らかではない生徒も対象として考えられます。生徒の実態や教育的ニーズの把握からアセスメント、必要性の判断から決定までのプロセスを明確にしておくことが重要になります。障害があるから「通級による指導」が必要なのではなく、本人・保護者のニーズも含め関係者による合意形成を図るための総合的な判断を組織的にできる仕組みが必要です。最終的な判断に当たっては、本人のニーズが最優先であり、心理的負担感などへの配慮も重要です。

#### (5) 実施形態について

##### ●通級による指導の実施形態



- 自校通級：生徒が在学する学校において指導を受ける
- 他校通級：他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける
- 巡回指導：通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う

・平成31年度は、「自校通級」のみで展開

## (6) 指導内容について

障害に応じた特別の指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とされています。これは、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を指しています。

自立活動の内容は、6区分27項目\*3が設定されており、各教科・科目のようにその全てを取り扱うのではなく、個々の生徒の状態や発達程度等に応じて必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導内容を設定します。\*4 なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することが目的であり、単なる各教科の学習の遅れを補充するための指導ではないことに注意が必要です。

\*3 6区分27項目については、「1 指導内容『自立活動』について」を参照（P12）

\*4 生徒の実態把握から指導内容の設定及び指導例を参照（P13～）

## (7) 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

「通級による指導」の実施に当たっては、個別の指導計画\*5を作成し、それに基づいて指導を実施します。また、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した教育的支援を行うための個別の教育支援計画\*6を作成する必要があります。

個別の指導計画に従い「通級による指導」を履修し、個別に設定された目標が達成されることが単位認定の基準となります。

### \*5 個別の指導計画

学校における教育課程等を踏まえて、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、より具体的に一人一人の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

### \*6 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒の発達段階に応じて関係機関が適切な役割分担の下に一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）のうち、教育機関が中心となり、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した的確な教育的支援を行うために作成した支援計画。

※ 参考様式3参照（P61、62）

## (8) 評価について

単位の認定に当たっては、設定された指導目標やそれを含んだ個別の指導計画の質、さらに目標から見て満足できる成果であるとの評価、といった部分での妥当性を担保する必要があります。また、指導の評価にあたっては、自立活動は普通の授業や生活で生かされることが大切であることから、担任や教科担当、学年主任等からもホームルームや他の授業の様子を聞き取り、複数の評価者を設け、多様な観点からの評価を行います。つまり、自立活動の指導の結果はもちろん、それを生かした学校生活全般の活動の様子も評価の材料とします。

(9) 指導要録について

指導要録には、「各教科・科目等の修得単位数の記録」に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、指導に関する記録における「総合所見及び学習上参考となる諸事項」に指導期間、指導内容や結果等を記載します。※P52 Q62参照

(10) 就職先又は進学先への情報の引継ぎ

就労又は進学後、本人が職場や学校に適応し定着を果たすためには、職場や学校において本人の特性が理解され、必要な配慮が受けられるようにすることが不可欠です。そのためには、就職先又は進学先に本人の特性や必要な配慮などの情報を引き継ぐことが必要になります。しかし、情報の提供が就労又は進学に対して不利に働くのではないかという危惧から、本人及び保護者が就職先又は進学先に対する情報の提供に否定的になる場合があります。調査書の所見欄又は履歴書の備考欄に自立活動の履修について記載しますが、記載の有無については本人・保護者の考えを尊重して決定します。

※県立高等学校における「通級による指導」実施要綱参照（P8、9参照）

## 県立高等学校における「通級による指導」実施要綱

この実施要綱は、学校教育法施行規則（以下、「施行規則」という）第140条及び第141条の規定に基づき、高等学校に在学する生徒に対して、「通級による指導」を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

県立高等学校における「通級による指導」は、高等学校に在籍している生徒のうち、障害の状態に応じた特別の指導を行う必要があるものに対して、障害に応じた特別の教育課程による指導を受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、または克服するための指導を行い、当該生徒への教育の充実を図ることを目的とする。

### 2 校内体制の整備

「通級による指導」の実施に当たっては、対象生徒や指導計画等を校内委員会で検討するなど、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、必要に応じて県の専門家チームや特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、関係機関と連携協力しながら円滑な実施に努めるものとする。

### 3 指導の対象となる生徒

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の施行規則第140条各号に規定する障害があり、総合的な見地から「通級による指導」が必要と判断される生徒で、生徒や保護者との合意形成のもと、校内委員会等の意見を踏まえ、校長が決定する。

### 4 特別の教育課程

「通級による指導」を実施する生徒に対し、特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を教育課程に加え、またはその一部に替えることができるものとする。ただし、障害に応じた特別の指導を必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」並びに特別活動に替えることはできないものとする。

なお、「通級による指導」に係る特別な教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

### 5 障害に応じた特別の指導

障害に応じた特別の指導は、特別支援学校高等部学習指導要領に示された自立活動の内容とし、障害による学習または生活上の困難を改善し、または克服するための指導とする。特に必要がある場合は、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。



## 6 修得単位数

障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。なお、障害に応じた特別の指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数は、当該生徒の障害の状態を十分考慮して負担が過重にならないように配慮するものとする。

## 7 実施の届け

校長は、「通級による指導」を開始するときは、教育委員会と事前の協議を行った後、別記第1号様式により実施の届けを速やかに教育委員会に届けなければならない。

## 8 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

「通級による指導」を受ける生徒については、個別の教育支援計画を作成すること。また、「通級による指導」の実施にあたっては、個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を実施すること。

## 9 指導要録

指導要録には、「各教科・科目等の修得単位数の記録」に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、指導に関する記録における「総合所見及び学習上参考となる諸事項」に指導期間、指導内容や結果等を記載する。

## 10 学習環境

障害に応じた特別の指導を実施する学校の校長は、校内に障害に応じた特別の指導を行うための場を用意し、教材・教具等の学習環境の整備に努める。

## 11 実施形態

原則として生徒が在学する学校において、担当教員が指導するものとする。

## 附則

この実施要綱は、平成30年4月1日から適用する。